

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3856
18年5月22日(火)
・Fax 095-828-1953

物数調査は誰のため?

おはようございます。

5月中旬というのに夏日が続き、かと思うと一変涼しくなったりと、なんだか身体の方が気候について行くのが大変な日々です。さらには自動車税など税金関係が終わったかと思うと、今度は物数調査と、体調管理が非常に難しくなっています。

ところで皆さんは先のゴールデンウィークはどう過ごしましたか?後半の3、6日においては休配日となり、多くの社員は連休となりました。

仕事に従事された方は要員配置等の問題で厳しい業務を強いられました。有意義に過ごされた方が多いと思います。

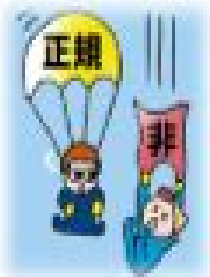
しかし時給制契約社員の思いは複雑です。そもそも時給制契約社員の勤務指定に「祝日」はありません。有給の「年休」と無給の「非番」しかありません。今年の4月29日、5月

26日の勤務指定表を見ても、正社員が祝日のオンパレードに対して、時給制契約社員は非番か年休を使っただけのゴールデンウィークです。

年休の日数は減り、非番の無い週があつたりと、他で休める日を強制的にゴールデンウィークに移動させられただけの事です。

しかも本来であれば年休は本人申し出が原則と思えますが、よく説明がなされないまま年休にされたケースもあると聞きます。弱い立場の時給制契約社員は非番(=無休)では収入に大きく影響があるため、年休を入れられても文句が言えない立場にあるのです。

正規も非正規も一緒にゴールデンウィークを、同じように楽しめる日が来ることを望みます。



物数調査は必要か

さて、一年から二年に一回、行なわれる物数調査。長崎中央郵便局の集配営業部は、5月16日17日の2日間、物数調査を行ない

ました。

調査の内容を見ると、殆どの項目がD OSSで日々入力しているものとダブっているのが分かります。一方、調査項目もほとんど以前から変わりません。現在の集配現場で困っているのは、追跡ゆうメールやボスパケットなど手間のかかる郵便の増加です。どうせ調査するのなら郵便受け箱に入らずに、対面郵便扱いとなつた郵便物数を記録し、その時間を配達時間として加味すべきです。

D OSSが導入される前なら理解できますが、内容的にさほど変わらないこの調査に疑問を感じます。D OSSで吸い上げられないデータの収集だけではダメなんでしょうか。

業務運行も問題だ

更に問題なのは、物数調査の日における業務運行における上司の指示です。

ある集配営業部では、計画配送してでも2時間で終われと管理者から指示が出ました。集計まで終わらせて2時間以内との事、終わらなければ定形外を計画配送しろとの事だつたそうです。皆さんどう思いますか?物数調査時に信じられませぬね。ある役職者は計配したら意味がないと伝

え、午後から物調中止になった班もありました。

またこの部では、どんなに業務量が多くても2時間以内に終われと言つて指示が出ます。特に今回、翌日は大雨の予報でした。私たちが、計配しても翌日か翌々日には配達しなければなりません。計画配送すればいいと言つても考えもやめて欲しいです。

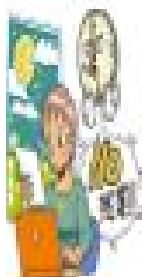
他の部では課長が「今日は物数調査の時間を入れても定時で終われると思いません」と指示しています。上司の言葉は、下の者にとっては業務命令に等しいのです。



この日の郵便物数は、2パスは少なかつたものの、定形外が大量にありました。郵便集配に従事した方なら分かると思いますが、2パスの定形郵便と定形外郵便、数が同じであつても、道順組立てや配達に要する時間は比べ物になりません。実際にこの日は3時間以上の超勤になった者も複数いました。

調査自体の効率化をせず

して、「定時で終われ」や、仕方なく超勤になって、バツついて仕事している者に対して「早く終われ!」と罵声を浴びせる上司。その上司も会社の指示だとすれば、現場と会社・管理者の温度差は相当なものです。



人(お客様を含む)を大切にしない組織はいずれ無くなりませぬ。会社の責任は重いです。

社員区分はどのみちもよ

いのか

あと一つ、気になるところで言えば、調査用紙の社員区分の箇所です。そこにアソシエイト、もしくは無期雇用社員の文字はありません。一派一からげで期間雇用社員として取り扱われます。労働契約法が変わり、やつと有期雇用から無期雇用(アソシエイト社員)に転換された非正規社員は全国で約8万人。

その重みを理解していますか?無期雇用の管理者にはわからないでしょうが、契約社員にとつて有期雇用か無期雇用かというのは大問題なんです。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。めざせ、均等待遇。なくその差別! ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ!